

北 庄 内 合 併 協 議 会 資 料 (第 3 小 委 員 会 資 料)

協定項目 20	国民健康保険事業の取扱いについて				
調整方針(案)	(1) 短期被保険者証及び資格証明書の交付については、合併時に統一して実施する。 (2) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。 (3) 国民健康保険給付基金については、新市に引き継ぐ。				

所管部会・分科会	市民生活部会・国保分科会
----------	--------------

項 目	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町	調 整 方 針
(1) 短期被保険者証及び資格証明書 【短期被保険者証は、前年度分滞納あるものに対し短期被保険者証を交付する。】 【資格証明書は、平成12年4月以降課税分で、納期限から1年間経過するまでの間に保険税を納付しない場合において、特別に事情があると認める場合を除き、被保険者証の返還を求めるとともに、資格証明書を交付する。】	【短期被保険者証の交付】 平成14年度実績 1,252世帯 平成15年度実績 1,547世帯 有効期間 3か月 【資格証明書の交付】 平成14年度実績 7世帯 平成15年度実績 11世帯	【短期被保険者証の交付】 平成14年度実績 24世帯 平成15年度実績 23世帯 有効期間 6か月 【資格証明書の交付】 平成14年度実績 無し 平成15年度実績 無し	【短期被保険者証の交付】 平成14年度実績 52世帯 平成15年度実績 48世帯 有効期間 3か月以内 【資格証明書の交付】 平成14年度実績 無し 平成15年度実績 無し	【短期被保険者証の交付】 平成14年度実績 19世帯 平成15年度実績 20世帯 有効期間 3か月 【資格証明書の交付】 平成14年度実績 無し 平成15年度実績 2世帯	短期被保険者証の交付については、有効期限3か月に統一して実施する。 資格証明書の交付については、現行のとおり実施する。
(2) 国民健康保険運営協議会 【運営協議会の審議する内容】 ・一部負担金の負担割合に関すること。 ・国保税に関すること。 ・保険給付の種類及び内容の変更に關すること。 ・診療施設の設置又は整備に関すること。 ・保健事業の実施大綱の策定に関すること。 ・その他、市町長において必要と認める事項。	【委員定数 14人】 ・被保険者を代表する委員 4人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 ・公益を代表する委員 4人 ・被用者保険者等を代表する委員 2人 【開催回数】 平成14年度 4回 平成15年度 5回 【報酬】 日額 5,700円	【委員定数 6人】 ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 【開催回数】 平成14年度 2回 平成15年度 2回 【報酬】 日額 6,000円	【委員定数 6人】 ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 【開催回数】 平成14年度 2回 平成15年度 3回 【報酬】 日額 6,200円	【委員定数 6人】 ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 【開催回数】 平成14年度 2回 平成15年度 2回 【報酬】 日額 6,000円	国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
(3) 国民健康保険給付基金 【国民健康保険の円滑な保険給付を行うとともに、被保険者の健康づくりを推進するための基金。】	【平成15年度末基金残高】 613,644,635円 【平成15年度平均被保険者数】 40,096人 【1人当たり基金保有額】 15,304円	【平成15年度末基金残高】 123,727,356円 【平成15年度平均被保険者数】 2,683人 【1人当たり基金保有額】 46,115円	【平成15年度末基金残高】 129,434,528円 【平成15年度平均被保険者数】 2,170人 【1人当たり基金保有額】 59,647円	【平成15年度末基金残高】 131,791,842円 【平成15年度平均被保険者数】 2,915人 【1人当たり基金保有額】 45,212円	国民健康保険給付基金については、新市に引き継ぐ。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目20	国民健康保険事業の取扱いについて					
調整方針(案)	(4) 高額療養費貸付については、酒田市、平田町の例により合併時に実施する。出産費資金貸付については、八幡町の例を基本に、合併時に実施する。 (5) 国民健康保険健康世帯褒賞事業については、合併までに調整し、統一して実施する。 (6) 出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、酒田市、平田町の例により合併時に統一する。 (7) 人間ドック費用助成については、酒田市の例を基本に、合併時に実施する。					
					所管部会・分科会	市民生活部会・国保分科会
項 目	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町	調整方針	
(4) 高額療養費貸付及び出産費資金貸付 【高額療養費の支給を受けることが見込まれる者に対して療養に要する資金の貸付を行う。】 【出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる者に対して療養に要する資金の貸付を行う。】	【高額療養費貸付】 高額療養費支給見込額の100分の90に相当する額以内 平成15年度実績 418件 【出産費資金貸付】 平成16年度より100分の80で実施	【高額療養費貸付】 高額療養費支給見込額の100分の95に相当する額以内 平成15年度実績 18件 【出産費資金貸付】 出産育児一時金支給見込額の100分の80を限度 平成15年度実績 0件	【高額療養費貸付】 高額療養費支給見込額の100分の95に相当する額以内 平成15年度実績 24件 【出産費資金貸付】 制度無し	【高額療養費貸付】 高額療養費支給見込額の100分の90に相当する額以内 平成15年度実績 35件 【出産費資金貸付】 制度無し	高額療養費の貸付限度額については、高額療養費支給見込額の100分の90以内に統一して実施する。 出産費資金貸付限度額については、出産育児一時金支給見込額の100分の90を限度に統一して実施する。	
(5) 国民健康保険世帯褒賞事業 【1年間無受診で国保税完納世帯に対して賞を贈り称える。】	【平成15年度対象人数】 700名(実績400名) 【1人当たり賞賜金】 約4,500円 【賞品】 施設利用券(かんぼの郷酒田・土門拳記念館・ペアール酒田・屋内プール・市美術館から選択)		【平成15年度対象人数】 24名(実績24名) 【1人当たり賞賜金】 約5,000円 【賞品】 記念品	【平成15年度対象人数】 36名(実績36名) 【1人当たり賞賜金】 約3,000円 【賞品】 記念品	国民健康保険健康世帯褒賞事業については、合併までに調整し、統一して実施する。	
(6) 出産育児一時金及び葬祭費 【出産育児一時金は被保険者が出産した場合、世帯主に支給する。葬祭費は被保険者が死亡した場合、喪主に支給する。】	【出産育児一時金】 300,000円 平成15年度実績 118件 【葬祭費】 70,000円 平成15年度実績 737件	【出産育児一時金】 300,000円 平成15年度実績 10件 【葬祭費】 50,000円 平成15年度実績 51件	【出産育児一時金】 300,000円 平成15年度実績 2件 【葬祭費】 60,000円 平成15年度実績 51件	【出産育児一時金】 300,000円 平成15年度実績 9件 【葬祭費】 70,000円 平成15年度実績 51件	出産育児一時金については、現行のとおり300,000円とし、葬祭費については、合併時70,000円に統一する。	
(7) 人間ドック費用助成 【国民健康保険被保険者が人間ドックなどを受診する場合に、費用の一部を助成する。】	【検診内容】 人間ドック方式の基本検診 マンモグラフィの検診 【対象年齢】 40歳以上 【助成額】 人間ドック方式の一部助成 5,820円/人 マンモグラフィ助成(女性) 1,000円/人 平成15年度実績 12,914,524円		【検診内容】 人間ドック方式の基本健診 【対象年齢】 40歳以上 【助成額】 人間ドック方式の一部助成 2,560円/人 平成15年度実績 483,840円	【検診内容】 人間ドック方式の胃がん検診等 【対象年齢】 40歳以上～70歳未満 【助成額】 人間ドック方式の一部助成 1,000円/人 平成15年度実績 232,000円	人間ドック費用助成については、酒田市の例を基本に、合併時に実施する。	